

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の見直しについて

1 見直しの理由

地域の実情に応じた安全なまちづくりのための活動を促進するとともに、犯罪による被害の防止に特に配慮を要する高齢者等への犯罪の被害防止の取組および、特殊詐欺防止に関する指針を定めるなど事業者等による特殊詐欺防止の取組を推進するため、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成 15 年滋賀県条例第 5 号）の見直しをしようとするもの。

2 見直しの概要

- (1) 警察署長は、地域の実情に応じた安全なまちづくりのための活動を促進するため、その管轄区域における犯罪の発生状況等の情報の提供、助言その他の必要な支援を行うこととする。
- (2) 高齢者、子ども、女性その他の犯罪による被害の防止に特に配慮を要する者が犯罪による被害を受けないようにするため、これらの者の特性を踏まえた必要な措置を行うこととする。
- (3) 特殊詐欺に当たる行為に利用されるおそれのある役務の提供を業として行う者は、当該役務が特殊詐欺に利用されないよう必要な措置を講ずる努力義務を定めるとともに、知事が特殊詐欺防止に関する指針を定めることとする。